

社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会

ワーク&ライフバランス実現 行動計画

本会職員が自身の持つ能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 内 容

【次世代育成支援対策推進法に基づく目標・対策】

目標1：時間外労働の上限規制を厳守するとともに、時間外労働時間を一人平均月10時間以内にする。

〈対策〉

- 令和7年4月～取り組みの現状と課題の確認
- 令和7年5月～各部門の主任・管理者研修の実施と課題の共有
- 令和7年9月～時間外労働の現状を踏まえた業務推進体制の見直し

目標2：年次有給休暇最低6日間の取得を100%とし、年次有給休暇の平均取得率を70%以上にする。

〈対策〉

- 令和7年4月～取り組みの現状と課題の確認
- 令和7年5月～各部門の主任・管理者研修の実施と課題の共有
- 令和8年4月～各部門の有給休暇取得状況を踏まえた取り組みの推進

【女性活躍推進法に基づく目標・対策】

目標3：男女ともに再雇用または中途採用等の積極的な登用をおこなうとともに、計画期間中における次世代を担う新卒者の採用等について、マンパワー確保のための整備を図る。

〈対策〉

- 令和7年4月～取り組みの現状と対策の確認
- 令和7年3月～採用計画の整備を図る
- 令和7年10月～新卒者・中途採用者試験の実施

【次世代育成支援対策推進法に基づく目標・対策】

目標 4：子の看護休暇の見直し、所定外労働時間の対象拡大をするとともに職員への周知と男性の子育て目的の休暇の取得促進を目指す。

〈対策〉

- 令和 7 年 4 月～全職員への周知
- 令和 7 年 5 月～管理者会議において各部門の管理者に情報提供し、休暇取得を促進
- 令和 8 年 3 月～男性の看護休暇取得を把握し情報収集の実施